

手話言語及び情報コミュニケーションに関する検討会議設置要領

(目的)

第1条 手話を言語と認めた上で、聴覚に障害のある方の多様なコミュニケーション手段を保障し、府民の方にも広く理解を深めていただくための基本理念等を定めた条例の制定に向けて、障害者の視点を踏まえ、様々な関係者による専門的な検討を行うため、学識経験者や当事者団体など関連分野関係者で構成する「手話言語及び情報コミュニケーションに関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 手話言語及び情報コミュニケーションについての条例に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 座長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、京都府健康福祉部障害者支援課長が招集する。

- 2 検討会議は、座長が議長となる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、京都府健康福祉部障害者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営その他に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月27日から施行する。

<別表>

団体名	役職名	氏名
日本手話研究所所長（社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会理事長）		高田 英一
大谷大学文学部社会学科	教授	志藤 修史
一般社団法人京都府聴覚障害者協会	会長	浅井 ひとみ
京都府難聴者協会	会長	滝野 千里
京都盲ろう者ほほえみの会	会長	林 和男
京都手話通訳問題研究会	会長	持田 隆彦
京都府手話サークル連絡会	会長	山崎 玲子
京都府要約筆記サークル連絡会	会長	佐野 とし子
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会	事業本部長	近藤 幸一
社会福祉法人全国手話研修センター	常務理事	小出 新一
社会福祉法人京都府社会福祉協議会	事務局長	武田 知記
京都府立聾学校	校長	酒井 弘
京都府市長会	調整中	
京都府町村会	調整中	